

## 平成25年度8月入札契約制度の改正について

平成25年6月28日

### 1 最低制限価格設定方法の見直し

- ①直接工事費の100分の95
- ②共通仮設費の100分の90
- ③現場管理費の100分の80
- ④一般管理費等の100分の55（現行：100分の30）

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜き許容価格の75%～90%）から一定の率を乗じて得た額を最低制限価格とする方法に変更はありません。

### 2 低入札価格調査基準価格設定方法及び数値的失格基準の見直し

#### (1) 低入札価格調査基準価格

- ①直接工事費の100分の95
- ②共通仮設費の100分の90
- ③現場管理費の100分の80
- ④一般管理費等の100分の55（現行：100分の30）

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜き許容価格の75%～90%）を低入札価格調査基準価格とする方法に変更はありません。

#### (2) 数値的失格基準

- ①直接工事費の100分の90（現行：100分の85）
- ②共通仮設費の100分の85（現行：100分の70）
- ③現場管理費の100分の75（現行：100分の60）
- ④一般管理費等の100分の50（現行：100分の20）

※上記の改正は、平成25年8月1日以後に公告する建設工事の入札から適用します。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel (086) 803-1195
	Fax (086) 803-1764
	E-mail: kanri@city.okayama.jp